

技術・制度改革と農村経済の変容

——パキスタン・パンジャーブ4村の事例研究——

ひら　しま　しげ　もち
平　島　成　望

はじめに

出典 『アジア経済』 第17巻第5号

1976年5月

I 調査の規模と方法【略】

II 技術・制度改革と農村経済の変化

【一部略】

III 農村における階層間格差の基準

むすびにかえて

はじめに

本稿は、副題に示されるように、パキスタン・パンジャーブにおける4村落のフィールド・ワークに基づいているが、通常の実態調査報告の形式をとらず、二つの主要なテーマに関する事例研究という形でデーターを整理したものである。

主要テーマの第1は、農業における技術的、制度的改革が、末端の農村経済にどのような影響を与え、その結果どのような反応が起こっているかを分析することである。第2は、いわゆる「緑の革命」を契機として問題視されはじめた農村における階級間格差をどう理解するか、という問題である。

本稿でいう技術改革とは、主として1960年代後半に導入された、米、小麦の高収量品種、60年代初頭より導入されはじめた動力揚水機(tube-well)、トラクターを指し、制度改革は、主として1959年、1971年の土地改革をしている。すでに別の機会に論じたように、農業における技術と制度は、その末端において相互に作用し合っており、農村経済の中で、その一方だけの影響を識別することが困難な場合が多い⁽¹⁾。その意味で、本稿で分析対象とする諸事項は、制度的・技術的改革の相互作用の過程で生起している現象というべきである。

次の取り上げる農村における階層間格差の問題は、最近別の機会で提起した論点の延長である⁽²⁾。そこで提起した問題とは、英統治下のパンジャーブに関するかぎり、1891～1942年の約半世紀にわたって、ストック・タームの地価の方が、フロー・タームの農業生産性を上回る上昇率を示した、という分析結果をどう理解するかであった。そして一つの仮説として提示したことは、もしストックとフローのそのような関係が、1942～1972年にも妥当するならば、現在の土地制度の下での地代取得者と支払者との格差は、いかなる技術条件の下でも縮小する可能性はないだろう、ということであった。本稿の後半はこの仮説を受けて、パンジャーブ4村のフィールド・データーを利用しながら、農村における階層間格差問題を分析したものである【調査4村の作付形態は付表参照一編者】。

I 調査の規模と方法【略】

II 技術・制度改革と農村経済の変化

1. 1972年末のパンジャーブ農村【略】
2. 高収量品種の普及と経済性【略】
3. 農業機械化の進展と経済性【略】

4. 自耕地の拡大と小作農の減少

1970年の農業センサスが公表されると、小作農、あるいは小作地の大幅な減少が明らかになるだろうと言われている。それほど一般的印象としての小作農の減少は著しい。

小作農追放という現象は独立以降のものであり、その発端は50年代初期の一連の小作立法である。その後1959年のアユーブの土地改革では、機械化の進展とともに自耕地の拡大が行なわれた。もともと将来の土地改革への防御手段として行なわれた機械化も、その経済的利用が工夫されるにしたがい普及対象を拡大し、その過程で小作農の追放が起った。60年代後半になると高収量品種による自耕地化の経済性がさらに高まるが、そこに1972年のブットー政権による土地改革が導入されることによって、小作地の自耕地化はますます進展した。

技術的、制度的变化に対応する動きとして観察される小作地の自耕地化、あるいは小作農の減少について調査村の事例を要約すると以下のようになるだろう。

第1は、自耕地化の経済性に関してであるが、第8表により土地所有形態別の土地の限界生産を見てみると、手作り地主の自耕地の限界生産力が最も高く、現行地代（第12表参照）を上回っていることが判明する。地主にとつ

第8表 土地の限界生産力比較：パキスタン・パンジャーブ、1971/72

分類I（村）	J村	L村	T村	C村	全村
	422.8 ^{a)}	98.2 ^{d)}	(-)49.1 ^{d)}	137.9 ^{c)}	230.4 ^{a)}
分類II（土地所有）	手作り地主	自作農	自小作農	小作農	
	334.8 ^{a)}	134.0 ^{a)}	136.4 ^{c)}	202.0 ^{a)}	
分類III（経営規模）	0～5.0	5.1～12.5	12.6～25.0	25.1～50.0	50.1～
	284.0 ^{c)}	272.3 ^{a)}	291.0 ^{a)}	129.1 ^{d)}	414.7 ^{b)}

(注) a)～b)有意水準；a) 1%， b) 5%， c) 10%， d) 15%以下。

ては小作地を自耕地化する根拠が存在するわけである。次に高いのは小作農である。この意味は、小作農にとっては借入地を増加する経済的動機が存在するということである。ここに地主一小作間の利害が真正面から対立する理由がある。一方自作農、自小作農の土地に関する限界生産力は現行地代より低く、理論どおり土地の経営主体が市場原理で再配分されれば、自作農、自小作農が地主化するはずである。しかし、こうした議論が無意味であることは、まず市場経済が十分発達していないこと、市場機能を麻痺させる制度的措置がたびたび採られること、そして後述するように、農業における土地は、限界分析では十分把握できない、といった理由によって明らかである。実際流動化しているのはもっぱら小作地のみであるから、ここではひとまず土地取り上げを行ないたい地主の経済的論拠と、その取り上げをはばむ側の経済的理由を指摘するにとどめたい。

第2に、第1で挙げた点の極端な例としてJ村の事例がある。土地の限界生産力は、技術変化を直接反映するが、J村はそれが最も大きかった村であり、ペルシャ井戸から動力揚水機、それに伴う米作面積の拡大と高収量品種の導入が連続的に行なわれた。その結果自耕地化が進み、少なくとも12戸の小作農が追放された。これを説明する一般的理由として土地の限界生産力の高さを挙げたが、J村における土地の限界生産力が他のどの村よりも高いことは第8表により明らかである。小作追放につながった技術的契機は動力揚水機の導入である。つまり以前はペルシャ井戸による灌漑に依存していたが、ペルシャ井戸の動力は畜力であり、しかも25エーカーを灌漑するには4頭の役畜を要した。この4頭の飼育、および揚水時の監督者の必要から、地主は土地を小作農に出すのが常であった。動力揚水機の導入は、作付地、特に収益性の高い米、砂糖きびの作付拡大を可能にし、4頭の役畜とともに小作農を追放する契機を作ることになった。この点に関連して注目すべきことは、動力揚水機と役畜の代替が行なわれたにもかかわらず、小作追放が起こらなかつた所では、小作農の取り分が、粗生産の3分の2から3分の1に減少したことである。つまり粗生産の3分割が行なわれ、地代、水利費、耕作者報

酬がそれぞれ独立したわけである。現在この粗生産の3分の1が、用水販売を時間単位で行なわない所での私的水利費の基準になっている。結果として、以前はもっぱら自耕地にのみ給水していた手作り地主の動力揚水機が、小作地にも余剰水を回すようになったし、小作地に設置されるようになった。

第3に注目すべき点は、地代(小作料)支払い形態の変化である。英領期の調査によると、1889年における地代の3分の1は現金で支払われ、59%が現物払であったが、1907年になると、前者が22%、後者が68%になる⁽¹⁴⁾。1960年の農業センサスでは、後者の比重が98%にまで高まってくる。この原因は、英領期における生産力の安定と、生産物価格の上昇のために、地主にとっては、現物で支払いを受けた方が得策であったからである⁽¹⁵⁾。

このようにほぼ定着したかに見えた地代支払形態が、ブットーの土地改革後急速な変化を示はじめている。われわれの調査村でも例外ではなかったが、それは特に米作村に顕著に表わされていた。その変化とは、刈り分け制度(Batai)からリース制(Tekka)への移行である。バターイー制は、周知のとおり、総生産の一定比率を地代として小作農が地主に現物で支払う制度である。これに対しテッカ制は、単位面積当たり一定額の地代を貨幣で支払う制度である。テッカ制への移行の度合は村によって異なるが、第12表(注釈欄)にも示されるように、ほぼ50%と見てよいだろう。同表には、それぞれの形態のエーカー当たり地代支払額が示されているが、これによるとテッカ制の方が地主にとって有利と断ずることはできない。ではその理由は何であろうか。まず第1に、バターイー制とテッカ制とでは契約の観念が異なることがある。つまり前者の場合、小作農の借りる土地は小作地として登録されるが、後者の場合、それは小作地ではなく地主の自耕地として登録されることである。土地改革にそなえる地主の態度が表現されている。第2の理由としては、バターイー制の場合の契約は、その期限に関してはきわめてルーズであるのに対し、テッカ制の場合原則として1年という考えが定着していることである。つまり現実的には、前者の場合、契約解除(小作追放)や契約改正(地代増額)が困難であるのに対し、後者の場合、そのいずれも容易にできることである。

このように、テッカ制への移行は、小作地という名目の土地をできるだけ減少しようという土地改革に対する防御的措置である一方、小作地の栽培管理、小作農との費用分担などの問題から解放され、しかも地代は年々の生産力水準にスライドできるという利点をもっている。

第4に、土地改革対策として登場した今一つの経営形態として「作物管理労働者」を挙げることができる。この形態の特徴は、生産手段を土地所有者が貸与し、耕作者は、特定作物の播種から収穫にいたる労働過程を担当し、総生産物の一定割合（J村の例では8分の1）を賃金として受け取るものである。土地の名儀は、所有者の自耕地で、契約期間は1作物期である。この形態はちょうど、小作農と農業労働者の中間に位置するものであり、まだ普及の初期段階であるが、対象作物は労働集約的な米とか砂糖きびである。

このように、技術、制度の改革によって、村落の生産組織はさまざまな変化を見せている。その中でも、刈り分け小作の減少は顕著である。しかし、追放された小作農がそのまま直接農業労働者になったり、工場労働者になったりすることは少なく、他村の小作農になったり、「作物管理労働者」になったりしているケースが大部分である。統計の定義のしかたによるが、帳簿上の「小作地」の激減にもかかわらず、自作農比率が増加していない、というのが最も現実を反映していると思われる。

5. 貨幣経済の浸透と市販余剰

貨幣経済の浸透による農村社会の階層構成の変化というテーマは古くかつ新しいといふのは、このテーマが実証されていく背後条件が変化しているために、それに即応する形での実証分析がいまだにパキスタンでは十分なされていない、という意味である。

貨幣経済の浸透は、換言すれば市場経済の農村への浸透にはかならず、その背後には農村における「非市場経済」の存在が想定されている⁽¹⁶⁾。後者が前者に置換される過程で生起する諸問題の中で、農村における階層分化が最

も注目を浴びてきた問題である。今この点に関して調査村の事例を検討してみよう。

農村に実際生活してみると、貨幣の媒介なしで「生存」することは十分可能である。パンジャーブの村には、生産活動に必要な財およびサービスを提供する階層（カンミーと呼ばれる）が存在し、これらカンミーが作物の収穫、調整過程の労働も提供する。その場合の支払いは原則として現物である。日常品にしても、村の商店が物々交換で提供してくれる。もっともこれは可能な状態を強調しているだけで農村生活の実態を表わしていると言っているのではないが、パンジャーブ農村における貨幣の必要度がまだ相当低いことは確かである。

貨幣経済の浸透は市販余剰の函数として考えることができる。これは農村において貨幣を必要とする要因の発生と、貨幣を得る手段の存在が前提となる。前者に関しては、古くは地税、その他の公課の現金支払い、冠婚葬祭の費用、不動産投資などがあるが、最近の傾向（特に1960年代以降）としては、農業機械その他いわゆる「近代的投入財」に対する投資の増大が挙げられる。特に「必要投入財」⁽¹⁷⁾が、農業機械のような規模に非中立的なものから、化学肥料、農薬のような規模に対して中立的なものに及ぶにつれ、これら非農業セクターの生産物を購入するために市販余剰を提供する農家層の幅が著しく増加した。ただ注目すべきことは、近代的投入財と市販余剰とのこうした関連性は、土地所有者には妥当しても、バターアイ制下の小作農には妥当しない、ということである。なぜならばバターアイ制においては、通常政府関係の支払いは地主が行ない、化学肥料、改良種子などの貨幣を必要とする投入財も地主が購入し、その費用は収穫時に生産物から控除する、という方法がとられるからである。しかし、すでに述べたように、このバターアイ制も変化する過程にあり、テッカ制が普及するにつれ、小作農も地代を支払うためにいったん生産物を市場に出さねばならなくなる。したがって、テッカ制の普及とともに、今まで市場経済に密接な関係を持たなかつた階層が市場とのかかわり合を持つようになり、結果として市販余剰が増加し、農村への貨

第9表 各変数の平均値における市販余剰弾性値：調査4村の事例
(パキスタン・パンジャーブ), 1971/72

	手作り地主	自作農	自小作農	小作農
X ₁ (購入投入財)	0.8625 ^{a)}	0.4399 ^{a)}	0.4574 ^{a)}	0.6941 ^{a)}
X ₂ (家族構成員数)	0.9356 ^{b)}	(-)0.3441 ^{d)}	(-)0.0481 ^{d)}	0.7690 ^{d)}
X ₃ (雇用労働費)	0.1725 ^{d)}	0.7621 ^{a)}	0.3690 ^{b)}	(-)0.0979 ^{d)}
X ₄ (地代支払い)	—	—	0.3093 ^{b)}	0.5727 ^{b)}
X ₅ (地代受け取り)	(-)0.2888 ^{c)}	—	—	—
Y (市販余剰額：ルピー)	4,497	4,026	5,649	1,821
R ² (決定係数)	0.82	0.74	0.70	0.41

(注) 推計方法: $Y = aX_1 + bX_2 + cX_3 + dX_4 + eX_5 + u$

a)~d) 第8表参照。

幣経済の浸透が進んでいると言えよう。

貨幣経済の浸透の度合を計量的に示すには時系列データーが必要であり、今それをなしえない。そこで間接的指標として、上記の諸点、特に制度的側面を考慮した市販余剰函数を試算してみた。独立変数としては、購入投入財、家族規模、自家労働以外の労働コスト、そして地代支払（受取り）額を用いた。第9表は、それぞれの変数の平均値における市販余剰弾性値を算出したものである。これはまだ試算の段階であり、これらの数値からあまり多くを導き出すことはできないが、若干のコメントを加えておきたい。

第1に、購入投入財に関する係数はすべて1%レベルで有意であり、しかも正の符号をとっている点を挙げねばならない。これは、非農業セクターへの依存度を高める技術の導入によって、農業の非農業セクターへの依存率が高まり、結果として購入投入財への支出が増加し、市販余剰が増加することを示唆している。また弾性値の大きさ、およびベータ係数から、購入投入財の供給と価格の変化に最も敏感な層が手作り地主と小作農であることが示されている。これは非農業依存型の技術が、最も広く普及しているのが前者であって、しかも後者は前者を媒介としてそうした技術を導入しているという事情を反映したものである。しかし両者の経済基盤を考えると、後者の場

合、購入投入財の供給、価格面の変化による便益は相対的に小さく、逆に損失は相対的に大きいと言わねばならない。「高収量高費用」農業への移行に伴って発生する問題である。

第2に、自家消費の間接指標としての家族規模と市販余剰との関係についてはまだ不明な点が多い。通常自家消費が増加すると市販余剰は減少すると考えられ⁽¹⁸⁾、自作農、自小作農はこれに該当する。しかし手作り地主、小作農はその逆の関係が示されている。その原因が、生産規模、つまり大家族ほど生産力が高く市販余剰も高い、という点に求められるのか、あるいは大家族ほど貨幣収入をより多く必要とする点に求められるのか不明である。

第3は、自家労働以外の労働コストと市販余剰との関係である。第9表によると、自作農、自小作農のケースしか有意な結果が得られないが、臨時雇、常雇への支払いが1%増加すると市販余剰が自作農で0.76%，自小作農で0.37%増加することが示される。この結果は、自家労働以外の労働コストに占める現金の割合いかんによってその評価が異なってくる。一般論として、小作農の場合現金比率は低く、自作農、手作り地主のそれは相対的に高い。しかしこの変数の場合も第2の変数の場合と同様、生産規模によるバイアスの存在が考えられるから、多くを結論づけることはできない。

第4は、地代と市販余剰との関係である。小作農と自小作農の全農家に占める割合は、1960年のパンジャーブでは67%であり、1972年の調査村では52%であった。地代部分と市販余剰との関係が生じるゆえんである。ただこの場合も、すでに指摘したように、市販余剰は地代支払形態の相違によって増減する。たとえば、バターアー制では地代部分に関する限り小作農は市場に関与せず、市販余剰はもっぱら地代取得者の消費函数、費用函数いかんによって左右される。一方、テッカ制においては、地代部分は小作農によっていつたん市場に出されるから、地代取得者の市販余剰は、バターアー制に比べ少なくなる。調査村における地代支払形態は、すでに50%はバターアー制からテッカ制に移行していることを考えると、第9表の試算結果は一応現状を反映していると思われる。つまり、地代が1%増加すると、小作農と自小作農

の市販余剰がそれぞれ0.57%, 0.31%増加し、逆に地代収入が1%増加すると、地主の市販余剰は0.29%減少することになる。

市販余剰に関する以上のような分析は、貨幣経済の浸透度を測る一手段として用いたものであるが、改良せねばならない点が多い。しかしこの分析で示唆された方向性、つまり、もし現在の小作比率が保たれ、地代の支払形態がバターイー制からテッカ制に移行し、そして非農業セクター依存型の技術が普及するならば、結果として市販余剰が増加し、農村への貨幣経済の浸透が促進される、という点は今後検証を重ねていくべき作業仮説として有効であると思われる。

III 農村における階層間格差の基準

以上は、60年代に起こった農業における一連の制度的、技術的改革が、末端の農村にどのような影響を与え、その結果どのような反応が現われたか、という問題に関する一つの分析である。こうした変化の過程、特に技術変革の過程で問題化したのが、いわゆる技術導入格差に基づく階層間格差である。本稿の第2の課題がここにある。ただここで問題にしたいのは、高収量品種が富める者のみによって導入された結果、階層間に格差が拡大している、という観察を論証することではない。その意味では、調査村における高収量品種の普及率は100%に等しいから、少なくとも観察時点での普及率における格差は存在しない。問題は、むしろそういう村にもなお依然として存在する格差をどう理解するかである。以下は、この問題に対する一つの試論である。なおここで階層間格差を論ずる対象は、土地所有とその利用形態を基準として分類された5階層とする。すなわち、寄生地主、手作り地主、自作農、自小作農、そして小作農である。

1. 農業純収益、農家資産にみる階層間格差

IIでの分析は、主として生産函数による限界分析であったために、分析対象が物的生産活動に限定され、所得分配構造も各生産要素間の分配を示すにとどまり、農家の手にする実際の所得水準を示しえなかった。そこで第10表は、各階層間の農業経営に関するデーターを実数で表わしたものである。若干注釈を加えると、これらの数値は農家1戸を単位とした算術平均値である点である。内容的に言えば、手作り地主と自小作農の所有、経営地には大き

第10表 農業経営の内訳と資産総額：調査4村
(パキスタン・パンジャーブ), 1971/72

	手作り地主 実 数	%	自作農 実 数	%	自小作農 実 数	%	小作農 実 数	%	寄生地主 実 数	%
I 経営面積(エーカー) ^{a)}	29.4	—	20.0	—	21.4	—	10.8	—	15.4	—
II 家族労働力(人)	1.9	—	2.1	—	2.2	—	2.5	—	1.4	—
III 農業所得(ルピー)	14,294	100.0	12,911	100.0	15,246	100.0	7,900	100.0	3,848	100.0
(1) 作物	9,344	65.4	10,439	80.9	13,045	85.6	5,986	75.8	0	0
(2) 酪農、貨耕	2,319	16.2	2,070	16.0	1,970	12.9	1,313	16.6	595	15.5
(3) 地代、費用還付 ^{b)}	2,501	17.5	0	0	202	3.3	282	3.6	3,326	86.4
(4) 家畜在庫調整	130	0.9	403	3.1	29	0.2	320	4.1	(-)73	(-)1.9
IV 非農業所得(ルピー)	643	—	460	—	588	—	434	—	1,384	—
V 農家所得(III+IV)	14,937	—	13,371	—	15,833	—	8,334	—	5,232	—
VI 経営費(ルピー)	10,924	100.0	11,124	100.0	13,284	100.0	8,593	100.0	1,604	100.0
(1) 自家労働賃金	2,275	20.8	2,476	22.3	3,025	22.8	2,679	31.2	0	0
(2) 雇用労働賃金	1,080	9.9	1,332	12.0	1,138	8.6	428	5.0	23	1.4
(3) 肥料、飼料費	2,497	22.9	3,029	27.2	3,102	23.4	1,495	17.4	759	47.3
(4) 種子、水利費、税	694	6.4	574	5.2	665	5.0	283	3.3	60	3.7
(5) 貨耕費、用水購入費	381	3.5	250	2.2	779	5.9	229	2.7	60	4.3
(6) 維持管理費	2,528	23.1	1,980	17.8	1,233	9.3	60	0.7	69	4.9
(7) 減価償却費	1,469	13.4	1,483	13.3	1,254	9.4	581	6.8	294	18.3
(8) 地代支払い	0	0	0	0	2,088	15.7	2,838	33.0	0	0
VII 資産総額(ルピー)	160,683	100.0	123,157	100.0	123,181	100.0	8,475	100.0	83,684	100.0
(1) 機械、家畜	12,956	8.1	13,125	10.7	10,943	8.9	4,872	57.5	2,513	3.0
(2) 土地	135,218	84.2	99,221	80.6	104,228	84.6	0	0	73,612	88.0
(3) 建物	12,509	7.8	10,811	8.8	8,010	6.5	3,603	42.5	7,559	9.0

(注) a) 所有地の自耕部分+借入地。

b) 費用還付とは、小作農によって負担されていたコストを収穫時に地主から返却してもらう部分。

な偏差があり、それは1ケタから3ケタに及ぶものである。したがってこのような場合の平均値は、その階層の特徴を十分反映するとは言いがたい点を留意せねばならない。

さてこの表によると、農家粗収入も、農業粗収入も、絶対額で比較するかぎり、自小作農が最も多く、次に手作り地主、自作農となっている。寄生地主の粗収入が低いのは、調査村の寄生地主の土地所有規模が小さく、労働力が弱体であったり、非農業セクターでの労働が主であったりする家族が主体であるためである。総費用に関しても自小作農のそれが最も多いが、次に多いのが自作農となっている。そこでこれらの数値を1エーカー単位に換算し

第11表 1エーカー当たり農業純収益比較：調査4村
(パキスタン・パンジャーブ), 1971/72

	手作り地主	自作農	自小作農	小作農	寄生地主
農業純収益(I)^{a)}					
1. 農家1戸当たり	5,646	4,263	4,987	1,986	2,244
2. 1エーカー当たり	192.0	213.2	233.0	183.9	145.7
3. 自家労働1人1エーカー当たり	101.1	103.4	104.5	73.0	—
農業純収益(II)^{b)}					
1. 農家1戸当たり	1,195	(-)993	3,063	1,986	2,244
2. 1エーカー当たり	40.7	(-)49.7	143.1	183.9	145.7
3. 自家労働1人1エーカー当たり	21.4	(-)24.1	64.2	73.0	—
農業純収益(I)/資産総額	0.035	0.035	0.041	0.234	0.027
農家純所得					
1. 農家1戸当たり	7,758	6,206	6,829	3,001	3,922
2. 1エーカー当たり	263.9	310.3	319.1	277.9	254.7
3. 家族構成員1人当たり ^{c)}	1,092.7	705.2	718.8	366.0	576.8
4. 手作り地主との比較	100.0	64.5	65.8	33.5	52.8
資産総額					
1. 農家1戸当たり	160,683	123,157	123,181	8,475	83,683
2. 手作り地主との比較	100.0	76.6	76.7	5.3	52.1

(注) a) 第10表のIII-VI+VIの(1)。b) 農業純収益(I)から自作地地代を控除。手作り地主は自家耕地16.94エーカー、自作農は20エーカー、自小作農は7.32エーカーに自作農の支払っている地代(1エーカー262.78ルピー)を掛けた額、つまり4451ルピー、5256ルピー、1924ルピーをそれぞれ控除した。c) 平均家族数はそれぞれ7.1, 8.8, 9.5, 8.2, 6.8である。

たのが第11表である。

まず農業純収益を比較する。ここで問題にしているのは所得であるから、農業経営純収益（地代収入を含まない）でなく農業純収益を用いることにする。そこで同表によると、1エーカー当たり農業純収益の最も高いのは自小作農で、自作農がそれに続く。手作り地主は、地代収入を含めても小作農より若干高いだけである。しかし、絶対額で比較すると、手作り地主が最も多く純収益を得ていることになる。この農業純収益は農業経営を家族営農として見た場合の数値であるから、報酬の対象は自家労働（賃金）、自作地（地代）、そして自己資本（利子）である。そこでこの中から、自作地部分に対する地代を、実際小作農が支払っている小作料率を適用して控除したのが（II）の自家労働、自己資本に対する報酬である。これによると、実際農業を営む者の間の1エーカー当たり報酬は、小作農が最も高く、最も低いのが自作農の負の値をとることがわかる。これを成人労働1単位当たりに換算しても序列に変化はない。つまり自作地地代を所得の一部とするか費用の一部とするかによって階層間には変化が生じるわけである。次の項目は、資産総額に対する農業純収益の割合を示したものであるが、この数字では小作農が最も高く、次に高いのが自小作農となっている。

このように指標のとり方によって階層間の序列には変化が生じるが、最後に各階層が相互に意識する「豊かさ」の指標を示し、その比較を行なってみよう。次の項目はその指標として「農家純所得」を示すものである。つまりこの構成は、農業純収益に非農業セクターからの純所得、それに通常所得として意識される農業機械、農具、家畜の減価償却費を加算したものである。絶対額で見ると、手作り地主、自小作農、自作農、寄生地主、小作農の順になり、家族構成員1人当たりの所得額も同じ序列となっている。次に第10表にかえり、各階層の資産総額を見てみると、最も多いのが手作り地主で、自作農、自小作農がほぼ同じでこれに次ぎ、小作農が最も低い。前に比較した農家純所得と資産総額を比べてみると、土地所有者と非所有者との格差は歴然としている。たとえば、手作り地主を100とすれば、小作農は農家純所得に

おいて33.5であるが、資産総額はわずか5にすぎない。

以上の点を要約すると、第1に、小作農は1エーカー単位の農業経営内容（自家労働報酬、自己資本利子）において全階層中最も良いにもかかわらず、経営規模が小さく、しかも他の階層の自作地地代が、実際には経営費でなく粗収入の一部を形成するために、農家を単位とした農業純収益では最も低くなる。第2に、調査村の寄生地主は、その内容において、所有規模も小さく、労働力が脆弱であるために、農家純所得も資産も5階層中4位であった。第3に、調査村の手作り地主は、どの階層よりも豊かな所得水準を保持しているが、それは経営内容がどの階層よりもすぐれているためではなく、自作地地代が粗収入の一部を形成しているためである。このことは、小作農、つまり純粋な地代支払者と対比するとき、地代取得者にはすべて妥当する事柄である。第4に、調査村の自小作農は農業純収益、農家純所得、および資産総額において自作農を若干上回っている。しかしこれは現在の自作地がそのままである限りにおいて妥当する事柄であって、その意味では自小作農の所得水準は不安定かつ流動的であると言えよう。

もともと階層間格差を検討するには、各階層をさらに規模別に分類すべきであるが、238戸のサンプル数ではそれを十分なしえない。ただここで明白になったことは、土地所有者と非所有者の間に所得格差があり、その格差を規定するものが自作地に発生する地代であること、そしてもっと重要なことは、両者間の格差は資産規模において決定的となる点である。

2. 地代—地価比率による階層間格差

第10表によって、農家資産の約8割が、土地によって占められることが判明した。土地の価格は理論的にはその土地が生み出す地代によって規定される。したがって、新しい技術が導入され、土地生産性が上昇すると、地代も上昇し、それに比例して土地の価格も上昇する。もし地代と地価との関係が、このように理論的に齊合性をもつならば、借地農にとっても土地市場に参加

する機会はある。しかし、もし地価が地代水準を反映しないほど高騰したならば、土地市場への参加者は特定の階層に限られてこよう。別の機会に検討したように、英領パンジャーブに関して言えば、1890～1942年の約半世紀に、地代一地価比率（別稿では土地投資の内部収益率として表現した）は右下りの曲線を描き、1913年頃からは借入資本をもって土地市場に参加することは不可能な水準にまで下落した。つまり、地価の上昇率は、地代、すなわち生産性の上昇率を上回っていたために、機会費用の低い自己資本（その基礎は、私的土地位所有に基づく「私的地位」の集積）を持った者のみが土地市場に参加しえた。別稿では、この分析結果に基づき、階層間格差の分析にはフローの分析では不十分であり、ストックの分析が必要であること、そして階層間格差の基礎が、私的地位所有に基づく「私的地位」の発生とその規模にあることを示唆した⁽¹⁾。しかし、これはあくまでも一つの仮説であった。なぜならば、第1に、計測に用いた地代はデーター不足のために、粗収入の3分の1と、12分の5という二つの代替値であったこと、そして第2に、独立後に関しては、地価のデーターすらないために、1890～1942年の観察値の妥当性を検証

第12表 地代、地価、および地代一地価比率：調査4村
(パキスタン・パンジャーブ) 1971/72

	ルピー／エーカー	地代一地価比率
1. 平均地価	4,685.0	—
2. 平均粗収入	688.8	—
3. 平均物納小作料	242.1	0.0517
4. 平均金納小作料	152.2	0.0325
5. 平均小作料	191.1	0.0408
6. 推計地代：(2) × 1/3	229.6	0.0490
7. 推計地代：(2) × 5/12	287.0	0.0613
8. 推計地代：理論値	247.0	0.0527

(注) 貸出地合計832.1エーカーのうち、物納は、366.6エーカー、金納は380.5エーカー、その他85エーカー。

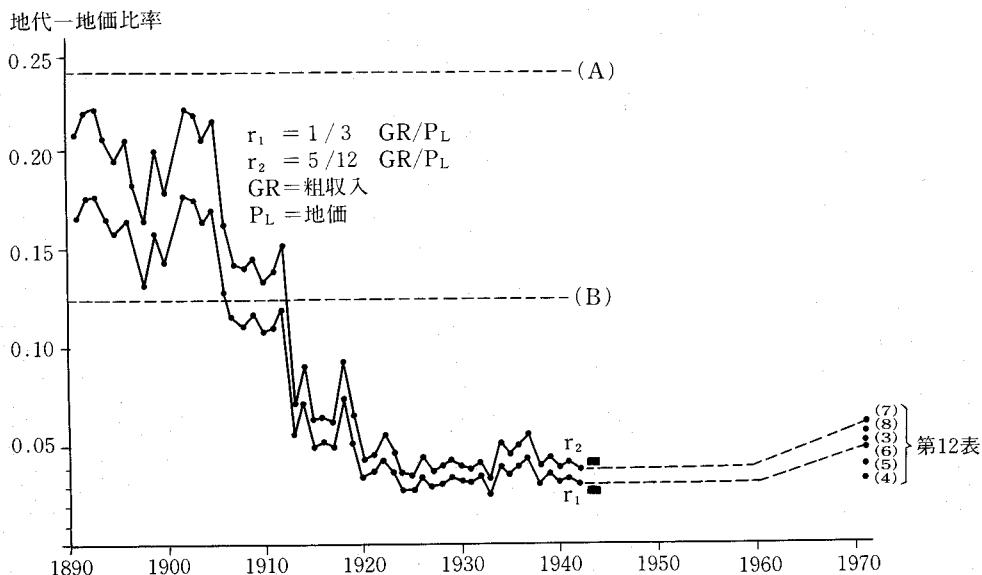
借入地合計1548.8エーカーのうち、物納は536.6エーカー、金納は800.2エーカー、その他212.0エーカー。

平均地価は、所有地合計2974.6エーカーの平均値である。

しえなかったからである。

これらの不確かな点を検証するために、本稿では、パンジャーブ4村の調査で得られたクロスセクションのデーターを用いることにした。まず第1に、238戸に関する生産函数を計測し、土地の潜在価格、すなわち理論的地代を求めた。第2に4村の平均地価を算出し、それを計測された地代と対比させた。第3に、サンプル調査であったために、地主の得る小作料と、小作農、自小作農の支払う小作料とは一致せず、またその水準も、バターイー制とテッカ制とは異なった。そこで、それぞれの小作料を平均地価に対比させた。第4に計測された地代、および実際支払われている小作料の粗収入に対する割合、また理論的地代と実際の小作料とを比較した。第12表は、これらの数値を示

第1図 パンジャーブ農業における地代一地価比率の推移：
パキスタン・パンジャーブ、1891-1972



(出所) 第12表。1891~1942：拙稿「英領インドにおける土地市場の生成と展開」(『アジア経済』
1975年8月) 31ページ第4図。

したものである。

同表によると、理論的地代は1エーカー当たり247ルピーで、平均地価は4685ルピーである。したがって地代一地価比率は0.0527となる。実際支払われている小作料は、バターイー制、すなわち物納の場合242ルピーで、理論的地代値と近似しているが、テッカ制下の金納の場合152ルピーとなり、理論的地代値を大幅に下回っている。したがって、地代一地価比率は、バターイー制では、0.0517で、テッカ制では、0.0325とかなり相違している。またクロスセクションのデーターから求められた1エーカー当たり平均粗収入は、689ルピーであったから、別稿で用いた粗収入の3分の1、12分の5は、それぞれ230ルピー、287ルピーとなる。理論的地代は247ルピー、英領期、独立後60年代までは地代支払形態として支配的であったバターイー制下の地代は242ルピーであるから、別稿で用いた二つの地代の代替値は、ほぼ英領期の地代水準を反映していたと考えることができる。

第1図は、第12表で示された地代一地価比率が、別稿で検討した英領期の水準とそのトレンドの延長線上に位するか否かを示したものである。1971/72年の地代一地価比率は、60年代の技術革新による生産力の上昇を反映してやや上昇気味である。しかし、その最高点をとってみても0.613であり、借入資本をもって土地市場に参加できる水準ではない。やはり1890～1942年までのトレンドの延長と考えてさしつかえないであろう。

地代と地価のこうした関係、つまり生産性を反映しない地価の高騰が⁽²⁾、階層間格差にどう影響するかは明白である。すなわち、仮りに生産性を増加せしめる新技術が、全階層に普及したとして、そしてその結果各階層の所得水準が上昇したとしても、それ以上の速さで地価が上昇する結果、地代を支払う階層と取得する階層との間、および地代規模を異にする階層間の富の格差は拡大せざるをえない、ということである。

むすびにかえて

以上で、当初予定していた二つのテーマ、すなわち、技術的・制度的改革の農村経済に及ぼす影響と、農村における階層間格差に関する分析を終えた。各節はすでに要約的であるので、その反復を避けたい。紙面の制約から、村内の非農家層144戸の分析をなしえなかったこともあり、十分バランスのとれた議論を展開することができなかった。次稿で予定している非農家層の分析のときに、本稿で欠落した部分を補填したいと考えている。

本稿では、パンジャーブ4村の調査結果を、二つの主要テーマに分けて論じたが、提起したかった問題点は以下の2点である。その第1は、はたして技術の導入と普及によって、農村における階層間格差が消滅する可能性があるか、という問題である。これが本稿の二つのテーマの結節点である。今ま

付表 調査村の作付形態：パキスタン・パンジャーブ、1971/72

(単位：エーカー)

	J 村		L 村		T 村		C 村	
1. 所 有 地	892.5	—	579.0	—	890.5	—	612.6	—
2. 借 入 地	215.3	—	365.4	—	407.0	—	561.7	—
3. 貸 付 地	266.5	—	116.5	—	223.0	—	226.1	—
4. 耕 地 (1 + 2 - 3)	841.3	(22.5) ^{a)}	827.9	(13.1)	1,074.5	(23.7)	948.2	(24.6)
5. 作 付 地	1,193.3	100.0	1,191.2	100.0	1,562.0	100.0	890.0	100.0
i) 米 (高収量品種)	470.1	39.4	372.5	31.3	565.7	36.2	0	0
ii) 小 麦 (高収量品種)	388.3	32.5	509.5	42.8	592.0	37.9	333.8	37.5
iii) 棉	4.5	0.4	11.5	1.0	3.2	0.2	311.5	35.0
iv) 砂 糖 き び	59.4	5.0	38.1	3.2	19.0	1.2	22.6	2.5
v) 飼 料 作 物	244.4	20.5	219.1	18.4	299.9	19.2	160.6	18.0
vi) そ の 他	26.6	2.4	51.2	4.3	82.8	5.3	61.4	6.9
6. 食 糧 穀 物 合 計	874.1	73.3	895.3	75.2	1,164.7	74.5	353.0	39.7
7. 非 食 糧 穀 物 合 計	319.2	26.8	295.9	24.8	397.7	25.5	537.0	60.3
8. 作 付 率	141.8	—	143.9	—	145.4	—	93.9	—
9. 自家労働力 (成人単位)	1.90	—	2.27	—	2.10	—	2.45	—

(注) a) 1農家当たり經營地 (エーカー) b) c) 高収量品種の普及率。

での分析で得られた結論はきわめて否定的である。その理由として、農村における階層間格差の基礎が、私的土地位に基づく「私的地代」であり、しかも、フローとストックとの動態的関係を表わす地代一地価比率が、歴史的に減少し、貸付利率を大幅に下回って久しい、という点を指摘した。第2の問題は、農村経済分析に関するものである。農村における伝統的経済構造が、外部からのインパクトを受けて変動する局面を分析するのに、本稿では、単村悉皆調査をとらず、複数村の調査を選んだ。その理由はすでに【Iをさす一編者】述べたとおりである。また、外部からのインパクトを、制度上、技術上の変化に求め、農村経済が再編成される方向、ならびに、その伝統的部面が、市場経済に組み込まれてゆく過程を追求した。インパクトに対する反応もさまざまな方向性をもつことが明らかとなつたため、分析方法の工夫も必要であった。ただ稿を終えるに際し、今後の課題として残さるべき二つの点を挙げておきたい。その第1は、農村経済の中の「非市場的」あるいは「共同体的」と考えられている局面が、はたして、どの程度「市場的」でないのか、という問題を慎重に検討せねばならないことである。今一つの点は、低開発国における農村経済のダイナミズムを分析する有効な手段の開発である。本稿でも紹介したように、たとえば、「農業機械資本」の限界生産力が経済性を立証しえない場合でも、「機械込みの農場経営」の採算が合えば機械化は進展する。あるいは、自作農の土地の限界生産力が現行小作料よりはるかに低くても、私有地に発生している「私的地代」のために土地の流動化が起こらない、といったような事態の説明には単純な画一的方法は有効でない。異なる状況下で行なわれる数多くの農村調査のモノグラフを、単なる個別調査の寄せ集めにしないためには、新しい方法論の確立が必要である。今後考えていくべき課題としたい。

[注] —————

はじめに

(1) 拙稿「土地制度と農業技術の相互作用に関する一試論——西パキスタンの經

験——」(『アジア経済』第12巻第9号, 1971年9月) 参照。

- (2) 拙稿「英領インドにおける土地市場の生成と展開——パンジャーブの事例研究——」(『アジア経済』第16巻第8号, 1975年8月) 参照。

II

- (14) Wilson, J., *Recent Economic Development in the Punjab*, 1970 Appendix VIIより算出。

- (15) 1891~1942年における農業総生産の成長率は1.39%であったが、英領期における治安の回復に伴う定着農業の進展は、灌漑投資による生産力の安定とともに、地代支払形態に大きく影響したと思われる。価格の長期トレンドに関しては、Myles, W.M.とNarain, B.の論争があるが、試算によれば1841~1928年の小麦価格は年率1.52%で上昇、1880~1928年は2.21%, 1905~1928年は2.33%で上昇している。Hirashima, S., "Interaction between Institutions and Technology in Developing Agriculture—A Case Study of the Disparity Problems in Pakistan Agriculture," Unpublished Ph. D. Thesis, Cornell Univ., 1974参照。

- (16) 最近、市場経済に包摂されていない部分をどう理解するか、という問題が研究者の関心を喚起している。たとえば、石川滋「コミュニティと市場経済の浸透——アジア農村社会の構造差について——」(故村松祐次教授追悼論文集『中国の政治と経済』東洋経済新報社, 1975年), 中村尚司『共同体の経済構造』新評論版, 1975年参照。

- (17) 高収量品種の導入以来、たとえば化学肥料は必要不可欠な投入財として農民の意識の中に定着しつつある。

- (18) パキスタンに関する市販余剰函数ではRaquib Zamanのものが注目に値する。

$$\text{自作農: } S = 5.27 + 0.51X_2 - 4.34X_3 \quad R^2 = 0.71 \\ (0.04) \quad (0.56)$$

$$\text{小作農: } S = -4.07 + 0.60X_2 - 0.62X_4 \quad R^2 = 0.60 \\ (0.11) \quad (0.19)$$

ただし、 $S = 1$ 人当たり市販余剰、 $X_2 = 1$ 人当たり生産、 $X_3 = \text{家族数}$ 、 $X_4 = \text{物納小作料}$

本稿との比較で言えば、 X_3 と X_4 が負の符号をとっている点である。前者に関しては、本稿では自作農と小作農が負の値をとっているが他は正の符号である点再考の余地がある。後者に関しては、Raquibの推計した時点の小作料の支払いが98%物納であった点を考慮すると、 X_4 が負になるのは当然である。本稿の地代変数が正の符号をとることによって、バターイー制からテッカ制への移行がむしろ確認されたと言える。Raquibuzzaman, Mohd., "Marketed Surplus Function of Major Agricultural Commodities in Pakistan," *The*

Pakistan Development Review, Vol. VI, Autumn, 1966.

III

- (1) 拙稿「英領インドにおける土地市場の生成と展開」(『アジア経済』第16巻第8号, 1975年)。
- (2) この点に関して、目的は異なるがすぐれた論文がある。成長論の立場からは、馬場啓之助「農地価格と分配率の趨勢」(東畠精一・大川一司編『日本の経済と農業』岩波書店, 昭和31年), 農民層分解論を背景に農地価格形成の歪みを分析した磯辺俊彦「農地価格の形成(一), (二)」(『農業総合研究』第24巻第4号, 昭和45年, 第25巻第3号, 昭和46年)である。前者は, 1878~1932年における小作料の伸び率を上回る地価の上昇(小作料利率の減少——8.18%から5.85%へ——として表現される)を指摘している。後者は、アメリカ農業との対比において、日本の政策が、中農の効率化を主体とした結果、平均地代と平均地価の連動をもたらした(少なくとも大正15年~昭和30年)のに対し、アメリカでは、過剰生産、低価格、生産力競争と規模の経済、といった要因により、地代水準が少数の大規模農に引きずられ、結果として平均値との間に乖離が生じたことを指摘している。本稿ではこうした諸先達の業績を十分検討することができなかつたが、後日、インドの事例も含めて改めて検討し直す予定である。

(付) パキスタン・パンジャーブ農村 における非農家層の経済分析

ひら しま しげ もち
平 島 成 望

- | | |
|------------------------------------|-------------------|
| I 問題の焦点 | 出典 『アジア経済』第17巻第5号 |
| II 調査村の概要とデーターの性質【略】 | 1976年5月 |
| III 農村における雇用労働力供給の構造
【略】 | |
| IV 農村における雇用労働力需要と賃金構
造【略】 | |
| V 雇用の季節性と労働力配分の形態【略】 | |
| VI 非農家層の経済分析——農家との所
得・資産比較——【略】 | |
| VII 要約 | |

I 問題の焦点

アジア諸国の農村を対象として行なわれた調査研究は少なくない。しかし、ごく一般化して言えば、それらの調査研究の焦点は農村の中の農家層に絞られていたと言っても過言ではなかろう。その結果として、農村の中に様々な形で存在している非農家層は、研究の対象から外されるか、農家経営の中の費用の一部分（雇用賃金）としてしか位置づけられることはなかった。

非農家層が、政策担当者や研究者の間で等閑視されてきた理由はいくつか考えられる。南アジア、特にインド、パキスタンの状況から判断すると、まず第1に、農業ベースの経済をもちろん食糧を自給出来ない国においては、農業生産の増大が急務であった、という点である。第2は、身分階層制をもつ社会においては、非農家層は通常その身分序列の底辺に位し、逆に政・官・学界を代表する人々の集団は、その上層に位するという、「身分ギャップ」の存在である。この「身分ギャップ」による帰結は、緊急な事態（たとえば暴動）が発生しないかぎり非農家層は無視され、社会システムの中で自己埋没している階層として意識されることになる。第3は、村落共同体がまがりなりにも存続している社会においては、非農家層は共同体が扶養し、最低の生存権を保証している、と考えられていることである。

ともあれ、農村即農家という恒等式によって、政策的にも理論的にもいくつかの不都合な点が生じていることは確かである。たとえば、開発論の中で最も研究の進んでいる労働移動論にしても、農村過剰労働力の存在形態を十分把握しているとは言い難い。事実、アジア諸国の現実は、潜在的移動労働力の同質性、移動の誘因として想定されている賃金格差、就業機会の存在、高生産セクターにおける十分な雇用吸収力、といった移動論を支える仮定 자체の再検討を迫っているのである。

同様のこととは共同体論や農民層分解論にも妥当するように思われる。農村における社会経済システムの不可分の一部をなし、量的にも2割から6割に

もおよび非農家層を共同体論の中でどう位置づけるか、あるいは農村からはじき出されてくる人々の多くは、分解した農民層ではなく、滞留している非農家層である、という現実をどう理解するか、解決さるべき問題は多い。

こうした問題意識に立つ時、とりあえず明らかにしなければならないことは以下の3点である。第1は、農村社会の中の非農家層の存在形態とその位置づけである。第2は、非農家層の農村社会における機能と役割についてである。第3は、非農家層の経済状態の分析と、農家層との比較である。

本稿は、以上の問題を明らかにするために書かれたものであるが、その素材をパキスタン・パンジャーブの4村に求めている。この4村に関する農家経済の分析に関しては、すでに別の機会に発表しており⁽¹⁾、本稿はその続稿と言うべきものである。

II 調査村の概要とデーターの性質【略】

III 農村における雇用労働力供給の構造【略】

IV 農村における雇用労働力需要と賃金構造【略】

V 雇用の季節性と労働力配分の形態【略】

VI 非農家層の経済分析

——農家との所得・資産比較——【略】

VII 要 約

本稿で検討した諸事項は、以下のように要約することができる。

1. パンジャーブ農村の住民は、大別して二つのグループに分けられる。

ザミーンダールすなわち農家と、カンミーすなわち非農家である。

2. 農村における非農家層は予想より多く、調査村における非農家一農家比率は、0.46から0.88におよび、農村労働力の主たる供給源をなしている。

3. このような多数の非農家を支える労働力需要は三つの形態をとる。伝統的、非市場的労働力利用形態であるセイプ制、農業労働、そして非農業労働である。概して、町や都市に近く、かつ共同体としての性格を強く残している村ほど非農家一農家比率は高い。

4. 非農家層すなわち「土地なし農業労働者」というのは事実誤認であって、調査村では、全非農家のわずか13%がこれに該当する。また、農業労働によって所得の50%以上を得ている非農家は、全体のわずか31%で、農業労働によって何がしかの所得を得ている非農家は全体の65%にすぎない。

5. 25.1エーカー以上を経営している農家の67%が常雇を置いており、全農家の84%が農作業に臨時雇を使用している。家族内に過剰労働力をもちらながら雇用労働力に依存する理由のひとつは、両者の間にある賃金格差の大きさに求められる。

6. 非農家労働力の配分形態は、一般的に農作業の労働力需要に大きく影響され、ピーク時には、他の職業を犠牲にして労働力需要を充たす努力がなされている。しかし、農閑期における需要の落ち込みを埋められるほどの伝統的職業や非農家からの需要は大きくなない。

7. 調査村においては、労働時間の所得との間の逆相関は認められなかつた。この事実は、賃金率を上げることによって総雇用の伸び率を抑える誤まちの方が、賃金を固定し総雇用の伸びを促進する誤まりよりも大きい、ということを示唆するものである。

8. 非農家の所得構成の中で、乳畜による収入の大きさは注目すべきである。乳産部門は、主として婦女子の分担になっている場合が多く、労働力利用、栄養、所得の面からも今後の研究課題として重要であると思われる。

9. 農村における階層間の格差とその意味を理解するためには、個人単位の所得格差は不十分な指標にしかならない。最も重要で、今まで十分注目さ

れてこなかった家族単位の資産格差とその動態の分析が不可欠である。中でも減価償却をもたない資産の私有とその規模、およびその価値増殖過程の分析が必要である。

以上が本稿の主要な論点である。しかし、本稿で最も強く主張しておきたいことは、非農家層の分析を今後の農村社会研究の中に定着させるべきである、という点である。

[注] _____

- (1) 拙稿「技術・制度改革と農村経済の変容——パキスタン・パンジャーブ4村の事例研究——」(『アジア経済』第17巻第5号、1976年5月)。